静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第14号

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則(昭和61年教育 委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前

(災害の報告)

第2条 県立学校の校長は、その学校の学校 医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校 医等」という。)について、公務上のものと認 められる災害(公立学校の学校医、学校歯科 医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法 律(昭和32年法律第143号)第2条に規定する 「災害」をいう。以下同じ。)が発生したとき は、速やかに公務災害発生報告書(別記様式 第1号)に、公務上のものであるかどうかを 認定するために参考となる書類を添えて<u>教育</u> 委員会に報告しなければならない。

(認定及び通知)

- 第3条 教育委員会は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に対し、公務災害認定通知書(別記様式第2号)により条例第2条第2項の規定による通知をするものとする。
- 2 <u>教育委員会</u>は、新たに公立学校の学校医、 学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の 基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以 下「政令」という。)第4条の2第1項の規定

改正後

(災害の報告)

第2条 県立学校 (大学を除く。) の校長は、その学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師 (以下「学校医等」という。) について、公務上のものと認められる災害 (公立学校の学校 医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)第2条に規定する「災害」をいう。以下同じ。)が発生したときは、速やかに公務災害発生報告書(別記様式第1号)に、公務上のものであるかどうかを認定するために参考となる書類を添えて実施機関(条例第2条第1項に規定する「実施機関」をいう。以下同じ。) に報告しなければならない。

(認定及び通知)

- 第3条 <u>実施機関</u>は、前条の報告を受けたときは、その災害が公務上のものであるかどうかの認定を行い、公務上のものであると認定したときは、速やかに補償を受けるべき者に対し、公務災害認定通知書(別記様式第2号)により条例第2条第2項の規定による通知をするものとする。
- 2 <u>実施機関</u>は、新たに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令(昭和32年政令第283号。以下「政令」という。)第4条の2第1項の規定に

に該当することとなったと認める者に対し、 速やかに書面でその旨を通知するものとす る。

(補償請求の方法)

第4条 前条の規定により通知を受けた者は、 次の各号に掲げる区分により当該各号に定め る補償請求書を、学校医等の所属学校の校長 を経由して<u>教育委員会</u>に提出しなければなら ない。ただし、政令第3条第2項の規定によ る医療機関又は薬局において療養を受けよう とする者は、<u>教育委員会</u>から公務上負傷(疾 病)証明書(別記様式第3号)の交付を受 け、これを当該医療機関又は薬局の長に提出 しなければならない。

(1)~(8) (略)

- 2 (略)
- 3 第1項ただし書の公務上負傷(疾病)証明書の提出を受けた医療機関又は薬局の長は、療養を行つた場合は、公務災害療養費請求書(別記様式第12号)を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。

 $4 \sim 6$ (略)

(補償の支給方法)

- 第5条 <u>教育委員会</u>は、前条第1号に規定する 補償の請求書を受理したときは、これを審査 し、補償金額の決定を行い、速やかに請求者 に対してその支給に関する通知をするととも に、補償を行うものとする。
- 第6条 <u>教育委員会</u>は、療養補償として支給する費用及び休業補償については、毎月1回以上支給するよう努めるものとする。
- 第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族 補償年金(以下「年金たる補償」という。)の 支給を受けようとする者は、当該補償を受け るべき理由の生じた日の属する月の翌月以後 、政令第16条第3項の規定によるそれぞれの

該当することとなつたと認める者に対し、速 やかに書面でその旨を通知するものとする。

(補償請求の方法)

第4条 前条の規定により通知を受けた者は、 次の各号に掲げる区分により当該各号に定め る補償請求書を、学校医等の所属学校の校長 を経由して<u>実施機関</u>に提出しなければならな い。ただし、政令第3条第2項の規定による 医療機関又は薬局において療養を受けようと する者は、<u>実施機関</u>から公務上負傷(疾病) 証明書(別記様式第3号)の交付を受け、こ れを当該医療機関又は薬局の長に提出しなけ ればならない。

(1)~(8) (略)

- 2 (略)
- 3 第1項ただし書の公務上負傷(疾病)証明 書の提出を受けた医療機関又は薬局の長は、 療養を行つた場合は、公務災害療養費請求書 (別記様式第12号)を<u>実施機関</u>に提出しなけ ればならない。

 $4 \sim 6$ (略)

(補償の支給方法)

- 第5条 <u>実施機関</u>は、前条第1号に規定する補 償の請求書を受理したときは、これを審査 し、補償金額の決定を行い、速やかに請求者 に対してその支給に関する通知をするととも に、補償を行うものとする。
- 第6条 <u>実施機関</u>は、療養補償として支給する 費用及び休業補償については、毎月1回以上 支給するよう努めるものとする。
- 第7条 傷病補償年金、障害補償年金又は遺族 補償年金(以下「年金たる補償」という。)の 支給を受けようとする者は、当該補償を受け るべき理由の生じた日の属する月の翌月以後 、政令第16条第3項の規定によるそれぞれの

支払期日の前月の末日までに、公務災害補償 年金支払請求書(別記様式第13号)を<u>教育委</u> 員会に提出しなければならない。

(年金たる補償の額を改定した場合の通知)

第8条 <u>教育委員会</u>は、年金たる補償の額の改定を行つた場合には、当該年金たる補償の受給権者に、年金たる補償の年金額改定通知書(別記様式第15号)により速やかにその旨を通知するものとする。

(障害補償年金等の支給停止の終了の通知)

第9条 教育委員会は、政令附則第1条の3第 5項(政令附則第2条第4項において準用する場合を含む。)の規定による障害補償年金又 は遺族補償年金の支給の停止が終了したとき は、これに係る障害補償年金受給権者又は遺 族補償年金受給権者に、障害・遺族補償年金 の支給停止の終了通知書(別記様式第16号) により速やかにその旨を通知するものとす る。

(傷病等級又は障害等級の変更の決定及び通知)

- 第10条 教育委員会は、傷病補償年金又は障害補償年金を受ける者の申請に基づき又は職権により、政令第4条の2第3項又は政令第5条第7項の規定による傷病補償又は障害補償を行う場合は、医師の診断書その他の資料に基づいて、傷病等級又は障害等級の変更の決定を行うものとする。
- 2 <u>教育委員会</u>が前項の決定をしたときは、<u>教育委員会</u>は、その結果を速やかに傷病・障害等級変更決定通知書(別記様式第17号)により、当該補償を受けるべき者に通知するものとする。

(年金証書)

第11条 <u>教育委員会</u>は、年金たる補償の支給に 関する通知をするときは、当該補償を受ける 支払期日の前月の末日までに、公務災害補償 年金支払請求書(別記様式第13号)を<u>実施機</u> 関に提出しなければならない。

(年金たる補償の額を改定した場合の通知)

第8条 <u>実施機関</u>は、年金たる補償の額の改定 を行つた場合には、当該年金たる補償の受給 権者に、年金たる補償の年金額改定通知書 (別記様式第15号)により速やかにその旨を 通知するものとする。

(障害補償年金等の支給停止の終了の通知)

第9条 <u>実施機関</u>は、政令附則第1条の3第5 項(政令附則第2条第4項において準用する 場合を含む。)の規定による障害補償年金又は 遺族補償年金の支給の停止が終了したとき は、これに係る障害補償年金受給権者又は遺 族補償年金受給権者に、障害・遺族補償年金 の支給停止の終了通知書(別記様式第16号) により速やかにその旨を通知するものとす る。

(傷病等級又は障害等級の変更の決定及び通知)

- 第10条 <u>実施機関</u>は、傷病補償年金又は障害補 償年金を受ける者の申請に基づき又は職権に より、政令第4条の2第3項又は政令第5条 第7項の規定による傷病補償又は障害補償を 行う場合は、医師の診断書その他の資料に基 づいて、傷病等級又は障害等級の変更の決定 を行うものとする。
- 2 <u>実施機関</u>が前項の決定をしたときは、<u>実施機関</u>は、その結果を速やかに傷病・障害等級変更決定通知書(別記様式第17号)により、 当該補償を受けるべき者に通知するものとする。

(年金証書)

第11条 <u>実施機関</u>は、年金たる補償の支給に関する通知をするときは、当該補償を受けるべ

- べき者に対し年金証書(別記様式第18号)を交付するものとする。
- 2 <u>教育委員会</u>は、すでに交付した年金証書の 記載事項(年金の額を除く。)を変更する必要 が生じた場合は、当該年金証書と引換えに新 たな年金証書を交付するものとする。
- 3 <u>教育委員会</u>は、必要があると認めるときは、年金証書の提出又は提示を求めることができる。
- 第12条 年金証書の交付を受けた者が、その年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、再交付の申請書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を<u>教育委員会</u>に請求することができる。
- 2 年金証書の再交付を受けた者が、その後に おいて亡失した年金証書を発見したときは、 速やかにこれを<u>教育委員会</u>に返納しなければ ならない。
- 第13条 年金たる補償を受ける権利を喪失した 者又はその遺族は、速やかに当該権利の喪失 に係る年金証書を<u>教育委員会</u>に返納しなけれ ばならない。

(遺族補償年金等の請求の代表者)

第14条 (略)

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任又は解任したときは、速やかに書面でその旨を<u>教育委員会</u>に届出なければならない。この場合には、その代表者を選出又は解任したことを証明する書類を提出しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第15条 政令第11条第1項の規定により遺族補 償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補 償年金支給停止申請書(別記様式第19号)及 び年金証書を教育委員会に提出しなければな

- き者に対し年金証書(別記様式第18号)を交付するものとする。
- 2 <u>実施機関</u>は、すでに交付した年金証書の記 載事項(年金の額を除く。)を変更する必要が 生じた場合は、当該年金証書と引換えに新た な年金証書を交付するものとする。
- 3 <u>実施機関</u>は、必要があると認めるときは、 年金証書の提出又は提示を求めることができ る。
- 第12条 年金証書の交付を受けた者が、その年金証書を亡失し又は著しく損傷したときは、再交付の申請書に亡失の理由を明らかにすることができる書類又は損傷した年金証書を添えて、年金証書の再交付を<u>実施機関</u>に請求することができる。
- 2 年金証書の再交付を受けた者が、その後に おいて亡失した年金証書を発見したときは、 速やかにこれを<u>実施機関</u>に返納しなければな らない。
- 第13条 年金たる補償を受ける権利を喪失した 者又はその遺族は、速やかに当該権利の喪失 に係る年金証書を<u>実施機関</u>に返納しなければ ならない。

(遺族補償年金等の請求の代表者)

第14条 (略)

2 遺族補償年金等を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任又は解任したときは、速やかに書面でその旨を<u>実施機関</u>に届出なければならない。この場合には、その代表者を選出又は解任したことを証明する書類を提出しなければならない。

(所在不明による支給停止の申請等)

第15条 政令第11条第1項の規定により遺族補 償年金の支給の停止を申請する者は、遺族補 償年金支給停止申請書(別記様式第19号)及 び年金証書を実施機関に提出しなければなら らない。

- 2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族補償年金支給停止解除申請書(別記様式第20号)及び年金証書を<u>教育委員会</u>に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前2項による申請に基づき 遺族補償年金の支給を停止し、又は支給の停 止を解除したときは、当該申請を行つた者に 速やかに書面でその旨を通知するものとす る。

(記録簿)

第18条 教育委員会は、災害補償記録簿(別記様式第21号)、傷病補償年金記録簿(別記様式第22号)、障害補償年金記録簿(別記様式第23号)、介護補償記録簿(別記様式第23号の2)及び遺族補償年金記録簿(別記様式第24号)を備え、補償を行つた場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録するものとする。

(書類の保存)

- 第19条 <u>教育委員会</u>は、補償に関する書類をその完結の日の所属年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。 (定期報告)
- 第20条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回 2月1日から同月末日までの間に、障害の現 状報告書(別記様式第25号)又は遺族の現状 報告書(別記様式第26号)を<u>教育委員会</u>に提 出しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u> があらかじめその必要がないと認めて通知し た場合は、この限りでない。

(届出)

第21条 年金たる補償を受ける者は、次の各号 に掲げる場合は、遅滞なくその旨を<u>教育委員</u> 会に届け出なければならない。

ない。

- 2 政令第11条第2項の規定により遺族補償年 金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族 補償年金支給停止解除申請書(別記様式第20 号)及び年金証書を<u>実施機関</u>に提出しなけれ ばならない。
- 3 <u>実施機関</u>は、前2項による申請に基づき遺 族補償年金の支給を停止し、又は支給の停止 を解除したときは、当該申請を行つた者に速 やかに書面でその旨を通知するものとする。

(記録簿)

第18条 <u>実施機関</u>は、災害補償記録簿(別記様式第21号)、傷病補償年金記録簿(別記様式第22号)、障害補償年金記録簿(別記様式第23号)、介護補償記録簿(別記様式第23号の2)及び遺族補償年金記録簿(別記様式第24号)を備え、補償を行つた場合その他必要があるときは、これに所要事項を記録するものとする。

(書類の保存)

- 第19条 <u>実施機関</u>は、補償に関する書類をその 完結の日の所属年度の翌年度の4月1日から 起算して5年間保存しなければならない。 (定期報告)
- 第20条 年金たる補償を受ける者は、毎年1回 2月1日から同月末日までの間に、障害の現 状報告書(別記様式第25号)又は遺族の現状 報告書(別記様式第26号)を<u>実施機関</u>に提出 しなければならない。ただし、<u>実施機関</u>があ らかじめその必要がないと認めて通知した場 合は、この限りでない。

(届出)

第21条 年金たる補償を受ける者は、次の各号 に掲げる場合は、遅滞なくその旨を<u>実施機関</u> に届け出なければならない。 (1)~(4) (略)

- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡したときは、その者の遺族は、遅滞なくその旨を<u>教</u> <u>育委員会</u>に届け出なければならない。
- 3 前2項の届出をするときは、その事実を証明することができる書類その他の資料を<u>教育</u> 委員会に提出しなければならない。

(他の法令による給付との調整)

第22条 政令附則第3条の規定による年金たる 給付が支給されることとなつた場合、その給 付の額が変更された場合又はその支給を受け られなくなつた場合には、その事実を明らか にすることができる書類を添えて、速やかに その旨を<u>教育委員会</u>に届け出なければならな い。 (1)~(4) (略)

- 2 補償を受ける権利を有する者が死亡したと きは、その者の遺族は、遅滞なくその旨を<u>実</u> 施機関に届け出なければならない。
- 3 前 2 項の届出をするときは、その事実を証明することができる書類その他の資料を<u>実施機関</u>に提出しなければならない。

(他の法令による給付との調整)

第22条 政令附則第3条の規定による年金たる 給付が支給されることとなつた場合、その給 付の額が変更された場合又はその支給を受け られなくなつた場合には、その事実を明らか にすることができる書類を添えて、速やかに その旨を<u>実施機関</u>に届け出なければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。 別記様式第1号中「印」を削り、

Γ	Γ					
	<u> </u>	(EI)	に、	「氏名		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(署名又は	記名押印)		У (- Д		0, 2
「氏名	印					
(署名又は記	〜 に改める。 名押印)」					
別記様式第2号中	「静岡県教育委員会体育保	と健課」を「青	静岡県教	效育委員会	会健康体育	一課」に改める。
別記様式第4号中	「診療担当者氏名			を		
「診療担当者氏名	印)> [rf.	Ħ			.
	(署名又は記名押印) 」	に、「氏	名		即」;	ž
「氏 名	」に改める。					
	Γ					
別記様式第5号中	病院(診療所)の所在地	1			を	
	名称及び医師名	1				
「病院(診療所)の	所在地		Γ / } ·	===		
名称及び医	師 名	即 に、		所		。 を
	(署名又は記名	·押印)」	氏	名		(P)
「住 所	, 「氏 名		ED	. %		
氏 夕	に、		1	を		

⑨」を「氏 名	. 1-
	」に、
印を	
J	
廊 に改める。	
己名押印)」	
⑩」を「氏 名] (2,
を	
卸」	
印 に改める。	
己名押印)」	
卸」を「氏 名	」に改める。
卸」を「氏 名	J 1/2,
回」を「氏 名	」に改める。
圓 」を「氏 名	」に改める。
回」を「氏 名	」に改める。
の住所	
名	を ⑨ 」
「住 所	
に、氏名	♀ を
J	J
氏 名	〕を「氏 名
印を	
	(記)

「看護担当者の				「氏	Þ			ŒĪ)				
<u>氏</u>	名	印	に、	1111	<u>1</u>			<u>(LI)</u>	を			
	(署名	スは記名押印)」						J				
「 <u>氏 名</u> (署名又は記		に収める。										
別記様式第 12 号	「薬 _〕 中	剤師名		<u>(FI)</u>	を	「薬剤師名	· (署名)	又は記	名押	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>		
「氏 名		⑩」を「氏 名				j Kzļ	汝める) ₀				
別記様式第13号中	1 「氏	名	印	<u>)</u> 」を	「 <u>氏</u>	名				に改める。		
別記様式第19号及	び別記	· B様式第20号中「J	氏 名			(E	<u>印</u> 」を	广氏	名_			Z
改める。												
別記様式第25号中	1「氏	名	E)」を	「氏	名				に、		
Γ				Γ				所 在	地			
	所 在	地		<u>.</u>	و بالي	院又は診療所		名	称_			
	名	称		を	抦防			医師氏	名_		(EII)	
	医師氏	名	E	<u>)</u>					(署	名又は記名押印)]	
に改める。												
別記様式第26号中 附 則	1「氏	名	<u>ED</u>	<u>)</u> 」を	「氏	名				に改める。		

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に 関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定及び様式により提出されている申請書等は、改正後 の静岡県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の相当する規 定及び様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。